

化学物質管理に関する動向について

I. 第3次環境基本計画における重点分野政策プログラム

第3次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）では、「化学物質の環境リスクの低減」を含む10分野を「重点政策分野」とし、現状と課題、中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的取組事項、取組推進に向けた指標を記述している。（第2部第1章第5節）

化学物質の環境リスクの低減に関する、第1次環境基本計画以来の経緯と第3次環境基本計画における狙いは以下のとおり。

第1次（平成6年）：環境リスクの概念を提示

第2次（平成12年）：多様な対策手法（規制、自主的取組）による取組を提唱

→化審法改正、ダイオキシン対策、大防法（自主的取組等）で大きな成果

第3次：○ 2025年頃の社会における目標を設定

- ・化学物質の環境リスクに関する知見の充実・共有化
- ・予防的な対策の機動的な実施
- ・環境リスクに対する関係者の理解の深化とその低減のための行動
- ・国際協調を通じた企業の技術インセンティブの確保と国際的な取組への我が国の貢献
- ばく露・有害性情報の不足の解消に向けたスケジュールを提示
- 多種多様な化学物質の特性に応じた環境リスク管理とリスクコミュニケーション
- 国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化
 - ・平成18年2月に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿って、国際的取組を推進

具体的なポイントは以下のとおり。

1. アスベスト問題等の教訓を踏まえ、予防的取組を推進

- ・完全な科学的証拠の欠如を対策延期の理由とはせず、必要に応じて機動的に対応し、迅速にリスク評価を実施して結果を対策に反映
- ・重大な環境リスクが見逃されることのないよう、関係省庁の緊密な連携の下、化学物質管理を推進。

2. ばく露・有害性情報の不足の解消

○ 既存化学物質の安全性点検の加速化

- ・WSSDの目標を踏まえ、2020年までに有害化学物質によるリスクの最

小化を図るべく、構造活性相関などの簡易・迅速な安全性評価手法を開発し、人の健康・環境への影響を評価し、適切な管理を促進

- 環境モニタリングの推進
 - ・大気・水・底質などの環境媒体のほか、生体試料を調査
- ばく露情報の整備の推進
 - ・製造量、使用量、用途等の環境リスク評価に必要な情報を把握するための方策について検討
 - ・2020年までに、製造・輸入から使用・消費・廃棄に至るまでの化学物質のトータルな流れを把握
- 関係者間での有害性・ばく露等に関する情報の共有・活用
 - ・ばく露・有害性等に関する情報を関係者で幅広く共有し、環境リスクの評価に活用

3. 多種多様な化学物質の特性に応じた環境リスク管理とリスクコミュニケーション

- 法規制の徹底と様々な対策の実施
 - ・発生源周辺の居住地域も含めて環境基準・指針値を達成
 - ・重大なリスクが懸念される物質については、利用可能な最良技術・環境のための最良の慣行を使用
 - ・自主管理などの様々な施策のベストミックスを推進
- リスクコミュニケーションの強化
 - ・消費者に化学物質の使用の有無・有害性などの情報を提供

4. 国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化

- 我が国の経験を生かした国際貢献の強化
 - ・POPモニタリングの主導、地球規模での重金属対策に寄与
 - ・開発途上国における化学物質管理システム構築への技術的支援を推進
- 国際的な調和の推進と企業の技術開発インセンティブの向上
 - ・各国の規制体系のうち参考になるものは導入
 - ・化学物質の評価・管理手法の国際的な調和の推進とともに、我が国の取組に関する情報を世界へ発信
 - ・2008年までに化学物質の分類・表示に関する世界調和システムを導入

II. 国際的な動向

1. アジェンダ 21 (1992 年地球サミットにおいて採択) に基づく取組

1992 年の環境と開発に関する地球サミットで採択された行動計画「アジェンダ 21」の第 19 章には、有害化学物質の管理に関し、以下の取組が記述されている。

- 化学的リスクの国際的なアセスメントの拡大及び促進
- 化学物質の分類と表示の調和
- 有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換
- リスク低減計画の策定
- 化学物質の管理に関する国レベルでの対処能力の強化
- 有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止

これに沿った取組は、1994 年に設置された「化学物質の安全性に関する政府間フォーラム」(IFCS)でフォローアップが行われている。これまでのおおよその成果は以下のとおり。

アジェンダ 21 の行動分野	成果
化学的リスクの国際的なアセスメントの拡大及び促進	OECD 高生産量化学物質プログラムで、2004 年までに約 500 物質の評価を終了。 2010 年までに新たに 1000 物質の目標
化学物質の分類と表示の調和	2003 年、GHS に関する国連経済社会理事会勧告 (GHS を 2008 年までに導入)
有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換	2004 年、PIC に関するロッテルダム条約発効
リスク低減計画の策定	2004 年、POPs 条約発効 OECD 勧告 (1996 年) を踏まえ、OECD 加盟国のうち 20 カ国及び欧州共同体で PRTR 制度を導入
化学物質の管理に関する国レベルでの対処能力の強化	2003 年現在、75 カ国でナショナルプロファイル整備済み
有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止	2003 年現在、約 45% の国で戦略策定済み

2. 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM)

(1) 背景及び策定経緯

1990 年代中頃からの、化学物質によるリスクを削減するためのさらなる手法の

必要性や、化学物質に関する国際的な活動をより調和のとれ効率のよいものとするべきとする議論等を踏まえ、2002年のUNEP管理理事会において、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)が必要であることが決議された。

2002年のヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すこととされ、そのための行動の一つとして、SAICMを2005年末までに取りまとめることとされた。

その後、3回にわたる準備会合、地域別会合等を経て、2006年2月、国際化学物質管理会議(ICCM)においてSAICMが採択された。

(2) SAICMの構成文書

○国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標に掲げた、30項目からなる政治宣言文。

○包括的方針戦略

SAICMの対象範囲、必要性、目的(リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上及び技術協力、不法な国際移動の防止)、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

○世界実施計画

SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている

(3) 今後の予定

SAICMは、2006年2月のUNEP(国連環境計画)管理理事会で承認された。今後、世界保健機関(WHO)や国際労働機構(ILO)などの関連国際機関にも、承認のため提出される。SAICMのフォローアップのため、国際化学物質管理会議が2009年、2012年、2015年、2020年に開催される。

我が国では、平成18年4月、SAICM関係省庁連絡会議を設置、SAICM国内実施計画の策定作業を開始した。